

沿岸広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年8月26日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 岩泉平井賀普代線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村羅賀121番3地先内	新	m 30.8~20.5	m 18.3
	旧	21.3~20.5	18.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター  
イ 期間 令和4年8月26日から同年9月26日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道  
（2）路線名 455号  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町二升石字貝内野20番4地先から20番6地先まで	新	m 37.1~20.5	m 67.1
	旧	29.0~18.1	67.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター  
イ 期間 令和4年8月26日から同年9月26日まで